

平成 24 年度学校園教育環境支援助成金募集要項

趣 旨

当財団は、大正 14 年 3 月に「教育の発達改善を計る」ことを目的とし、旧大阪市東区内の「学校その他教育事業の援助」を行うために設立された財団法人です。

設立趣旨を踏まえ大阪府中央区内の学校園（私立学校園除く）、社会教育、その他地域文化・教育的な活動に資する団体等に助成金を交付するものです。

応募資格 大阪市内に所在地を有し、学校教育法第 1 条に基づく学校教育機関（私立学校園除く）

応募対象 大阪府中央区の教育の発展に寄与できる学校教育機関の活動

助成額

幼稚園	20 万円を限度	12 活動程度
小学校	30 万円を限度	15 活動程度
中学校	40 万円を限度	5 活動程度
高等学校	40 万円を限度	2 活動程度
特別支援学校	30 万円を限度	2 活動程度

助成対象（教育目的をもった活動の）

研究活動費・教育図書費・学校間交流費・地域交流費・クラブ活動費
その他教育的な活動に関わる経費

募集期間

4 月 20 日～6 月 29 日までに申請書を提出してください。

* 申請書は財団事務所（問合せ先）へ請求してください。

* 申請書の請求は、Fax（06-6262-7363）でお願いします。

* 期日（6 月 29 日）を過ぎて届いた申請は無効とします。

選 考

当財団の助成金予算の範囲内で審査会において審査の上、交付学校園を決定します。

* 申請内容によっては、審査会において審査により申請額を減額します。

実施報告書

助成金の事業が終了すれば、終了後 1 ヶ月以内に精算書と実施報告書を提出してください。

お問い合わせ

公益財団法人 東教育財団

大阪府中央区南本町 2 丁目 2-11 堺筋本町西尾ビル 6 階

☎06-6262-7363 Fax06-6262-7363

平成 24 年度社会教育団体等支援助成金募集要項

趣 旨

当財団は、大正 14 年 3 月に「教育の発達改善を計る」ことを目的とし、旧大阪市東区内の「学校その他教育事業の援助」を行うために設立された財団法人です。

設立趣旨を踏まえ大阪府中央区内の学校園（私立学校園除く）、社会教育、その他地域文化・教育的な活動に資する団体等に助成金を交付するものです。

応募資格 大阪市内に所在地を有し、社会教育、生涯学習等の活動を行っている地域団体

応募対象 大阪府中央区の社会教育、生涯学習等の発展に寄与できる事業

助成額

社会教育団体事業	50 万円を限度	15 事業程度
生涯学習事業	10 万円を限度	10 事業程度

助成対象 (社会教育・生涯学習を目的とした事業の)

運営費・材料費・会場費・講演料

その他社会教育・生涯学習等の目的に関わる経費

募集期間

4 月 20 日～6 月 29 日までに申請書を提出してください。

* 申請書は財団事務所（問合せ先）へ請求してください。

* 申請書の請求は、Fax（06-6262-7363）でお願いします。

* 期日（6 月 29 日）を過ぎて届いた申請は無効とします。

選 考

当財団の助成金予算の範囲内で審査会において審査の上、交付団体を決定します。

* 申請内容によっては、審査会において審査により申請額を減額します。

実施報告書

助成金の事業が終了すれば、終了後 1 ヶ月以内に精算書と実施報告書を提出してください。

お問い合わせ

公益財団法人 東教育財団

大阪府中央区南本町 2 丁目 2-11 堺筋本町西尾ビル 6 階

☎06-6262-7363 Fax06-6262-7363

平成 24 年度地域文化育成支援助成金募集要項

趣 旨

当財団は、大正 14 年 3 月に「教育の発達改善を計る」ことを目的とし、旧大阪市東区内の「学校その他教育事業の援助」を行うために設立された財団法人です。

設立趣旨を踏まえ大阪市内の学校園（私立学校園除く）、社会教育、その他地域文化・教育的な活動に資する団体等に助成金を交付するものです。

応募資格 大阪市内に所在地を有し、地域文化活動等を行っている地域団体

応募対象 大阪市内の地域文化の発展に寄与できる事業

助成額

地域事業	20 万円を限度	25 事業程度
(連合町会・地域社会福祉協議会の範囲で行う事業)		
特定事業	30 万円を限度	10 事業程度
(区内全域の区民を対象に行う事業)		

助成対象 (地域文化育成目的をもった事業の)

運営費・材料費・会場費・講演料

その他地域文化育成等の目的に関わる経費

募集期間

4 月 20 日～6 月 29 日までに申請書を提出してください。

* 申請書は財団事務所（問合せ先）へ請求してください。

* 申請書の請求は、Fax（06-6262-7363）でお願いします。

* 期日（6 月 29 日）を過ぎて届いた申請は無効とします。

選 考

当財団の助成金予算の範囲内で審査会において審査の上、交付団体を決定します。

* 申請内容によっては、審査会において審査により申請額を減額します。

実施報告書

助成金の事業が終了すれば、終了後 1 ヶ月以内に精算書と実施報告書を提出してください。

お問い合わせ

公益財団法人 東教育財団

大阪市中央区南本町 2 丁目 2-11 堺筋本町西尾ビル 6 階

☎06-6262-7363 Fax06-6262-7363